

PRTR 制度に関する自治体アンケート・ヒアリング結果

1. PRTR制度等のあり方に関する自治体アンケートの結果

(1) 実施方法

実施期間

以下の期間にアンケート調査を実施した。

自 2005年 10月 19日

至 2005年 10月 31日

対象とした自治体

47都道府県と政令指定都市、中核市等でPRTR経由事務を担っている68自治体を対象とした(付表 1-1 参照)。

付表 1-1 アンケート調査の対象とした68自治体

都道府県	政令指定都市	中核市等
47都道府県すべて	札幌市	川崎市
	仙台市	所沢市
	さいたま市	川口市
	千葉市	越谷市
	横浜市	富山市
	川崎市	豊橋市
	名古屋市	岡崎市
	京都市	豊田市
	神戸市	福山市
	広島市	
	福岡市	
	北九州市	

調査内容

条例等に基づく独自制度の実施状況や法制度のあり方に関する意見等について調査を実施した。主な調査項目と調査結果に基づく主な検討内容は付表 1-2 のとおり。実際に送付した調査票等は別添1・別添2を参照。

付表 1-2 アンケートの主な調査項目等

調査項目		調査結果に基づく主な検討内容
独自制度の実施状況	届出項目	法制度における届出項目の過不足
	対象事業者の要件	法制度における届出要件の妥当性
	対象化学物質	法制度における対象化学物質の過不足
データの活用方法	データ活用の有無	データ活用を促進する公表方法等
	具体的な活用方法	同上
	化学物質管理計画	法制度の指針に基づく管理計画の位置づけ
PRTR制度のあり方	届出要件・届出項目等	届出要件等の妥当性
	公表・開示のあり方	公表のあり方、開示の必要性
	自治体の関与のあり方	都道府県の経由の妥当性
	国への要望	法制度見直しの全般

(2) 独自制度の実施状況

概要

付表 1-3 独自制度の実施状況は独自条例の制定や指針の策定等によって事業者の化学物質管理に関する制度を実施している自治体を示す。そのうち、「ア. 上乗せ等の届出制度」の回答は 11 自治体あった。

付表 1-3 独自制度の実施状況

自治体名	ア	イ	ウ	エ
	上乗せ等の 届出制度	管理計画等の 届出制度	事業者向けの 管理指針	その他
北海道				
札幌市				
福島県				
茨城県				
栃木県				
群馬県				
埼玉県				
千葉県				
千葉市				
東京都				
神奈川県				
横浜市				
川崎市				
新潟県				
富山県				
富山市				
石川県				
愛知県				
名古屋市				
滋賀県				
京都府				
大阪府				
広島県				
徳島県				
佐賀県				
熊本県				
件数	11 件	10 件	19 件	6 件

付表 1-3 に示した独自制度は条例や指針等に基づいて規定されており、その具体的な名称等を付表 1-4 に整理した。

付表 1-4 独自条例及び指針の概要

自治体名	条例		指針	
	名称	施行時期	名称	施行時期
北海道			北海道における高度技術の利用に伴う化学物質の管理に関する環境保全指針	H6.7
札幌市	札幌市生活環境の確保に関する条例	H15.2	化学物質適正管理指針	H15.2
福島県			福島県化学物質適正管理指針	H10.7
茨城県			茨城県化学物質適正管理指針	H17.10
栃木県	栃木県環境の保全等に関する条例	H17.4		
群馬県			群馬県化学物質環境安全管理指針	H11.3
埼玉県	埼玉県生活環境保全条例	H14.4	特定化学物質等取扱事業者が特定化学物質を適正に管理するために取り組むべき措置に関する指針	H14.4
千葉県			千葉県化学物質環境管理指針	H9.4
東京都	都民の健康と安全を確保する環境に関する条例	H13.10	東京都化学物質適正管理指針	H13.9
神奈川県	神奈川県生活環境の保全等に関する条例	H17.4	・化学物質の適正な管理に関する指針 ・化学物質の安全性影響度評価に関する指針	H17.4
横浜市	横浜市生活環境の保全等に関する条例	H15.4	化学物質の適正な管理に関する指針	H15.4
川崎市	川崎市公害防止等生活環境の保全に関する条例	H12.12	化学物質の適正管理に関する指針	H12.12
富山県			化学物質管理指針(仮称)	未定
富山市			化学物質管理指針(仮称)	未定
石川県	ふるさと石川の環境を守り育てる条例	H16.4		
愛知県	県民の生活環境の保全等に関する条例	H15.10	愛知県化学物質適正管理指針	H15.10
名古屋市	市民の健康と安全を確保する環境の保全に関する条例	H16.4	化学物質適正管理指針	H16.4
滋賀県	滋賀県大気環境への負荷の低減に関する条例	H13.4		

付表 1-4 独自条例及び指針の概要(続き)

自治体名	条例		指針	
	名称	施行時期	名称	施行時期
京都府			京都府化学物質適正管理指針	H9.4
大阪府	大阪府生活環境の保全等に関する条例	H7.5	大阪府化学物質適正管理指針	H7.5
広島県	広島県生活環境の保全等に関する条例	H16.10		
徳島県	徳島県生活環境保全条例	H17.10	指定化学物質適正管理指針	H17.10
佐賀県			指定化学物質の適正な管理のための措置に関する指針	H16.3
熊本県	熊本県生活環境の保全等に関する条例	H13.1		

注1:千葉市、新潟県については条例または指針に相当するものではなかった(協定、取扱量調査等)ため、本表では省略した。

注2:富山県・富山市は双方を事務局とした「化学物質管理指針」(仮称)を立ち上げることを予定しており、両者は一体のものである。

独自制度のある自治体のうち、「ア. 上乘せ等の届出制度」に回答した 11 自治体について、届出項目や届出要件等の内容について回答された結果を以下に示す。

届出項目の追加

業種名とは別に事業内容など事業所の概要を詳細に把握するための項目を届出させている自治体もあった。特に従業員数については、法律で届出を規定していない「事業者全体」の従業員数を届出項目とするケースが半数以上あった(付表 1-5 参照)。

化学物質別の項目としては、取扱量(使用量等)を届出させている場合が大半であり、横浜市以外の 10 自治体は何らかの形で取扱量の届出を規定している。また、札幌市、東京都、川崎市では排出量や移動量も届出させているが、これらの自治体の条例では対象化学物質の独自指定や取扱量要件の引き下げ、従業員数のすそ切りがP R T R制度の届出要件と異なるため、法律に基づく届出以上の情報が把握可能である。

埼玉県や大阪府などでは、業種の指定や年間取扱量等がP R T R制度と異なっているにも関わらず(付表 1-7 参照)、上乘せ部分について排出量・移動量の届出は規定しておらず、取扱量だけが取扱状況を示す届出項目である。

付表 1-5 地方自治体の条例に基づく届出項目(取扱状況等)

自治体	事業所概要					取扱状況						
	事業者全体 従業員数	事業所 従業員数	事業規模 (出荷額等)	業種名	製造品目等 事業内容	使用目的 (用途)	取扱量合計	使用量	製造量	取り扱う量 (注1)	保管量	製造品としての 出荷量
札幌市												
埼玉県												
東京都												
神奈川県												
横浜市												
川崎市												
石川県												
愛知県												
名古屋市												
大阪府												
徳島県												

注1:「取り扱う量」は自ら事業所内で使用せず、そのまま出荷される数量のこと(例:燃料小売業のガソリン)。

注2:埼玉県以外で取扱量の届出を規定している自治体は、「取り扱う量」が使用量(又は取扱量)の一部として含まれている。

注3:法律に基づく届出に含まれていない項目は網掛けで示す。

注4:横浜市・川崎市は、要請に応じて届出させる規定となっているため“ ”で示す。(付表 1-6 についても同様)

付表 1-6 に示す上乘せ条例に基づく届出項目ではPRTTR制度と重複した項目についても届出を規定しているが、付表 1-7 に整理したとおり、国のPRTTR制度とは届出要件が異なるため、事業者(中小規模事業者等)の実態についても把握可能である。

付表 1-6 地方自治体の条例に基づく届出項目(排出量等)

自治体	排出量						移動量		その他 PRTTR届出の有無(注4)
	大気	公共用水域	土壌	敷地内埋立	大気・水域以外	合計	廃棄物	下水道	
札幌市									
埼玉県									
東京都									
神奈川県									
横浜市									
川崎市									
石川県									
愛知県									
名古屋市									
大阪府									
徳島県									

注1: 排出量・移動量の欄は、法律に基づく届出だけの場合(条例としての届出がない場合)は空欄とした。

注2: 排出量のうち「大気・水域以外」は、大気と公共用水域以外の排出をまとめて届出させているもの。

注3: 札幌市と東京都の場合、法律に基づく排出量・移動量の届出をしている場合は、条例に基づく排出量・移動量の届出が省略可能。

注4: 法律に基づく届出に含まれていない項目は網掛けで示す。

届出要件の拡大

業種や従業員数は法律の要件と同じ自治体が多いものの、年間取扱量については約半数の自治体が年間取扱量の要件を法制度より下げており、少量の取扱についても把握している。その中でも大阪府では、化学物質の有毒性に応じて年間取扱量の届出要件に差を設けている。

自治体ごとの条例による届出要件を付表 1-7 に示す。付表 1-7 において、国の法律に基づく届出要件と同じ項目は空欄とした。

付表 1-7 地方自治体の条例における届出要件

自治体	業種	従業員数		年間取扱量
		事業者全体	事業所	
札幌市		10人以上		100kg/年以上
埼玉県				500kg/年以上
東京都	工場:57種 作業場:32種	すそ切りなし		100kg/年以上
神奈川県				
横浜市				すそ切りなし
川崎市			21人以上	
石川県				
愛知県				
名古屋市				
大阪府	製造業のみ	すそ切りなし		1物質以上が以下の条件を満たす事業所 Aランク:100kg/年以上 Bランク:1,000kg/年以上 Cランク:10,000kg/年以上 上記の事業所で以下の条件を満たすすべての物質 Aランク:30kg/年以上 Bランク:100kg/年以上 Cランク:100kg/年以上
徳島県				

注1:東京都は業種の代わりに工場や事業場の種類を規定している。

注2:札幌市は同市内にあるすべての事業所の従業員数の合計で届出要件を規定している。

注3:大阪府におけるAランク等は、化学物質の有毒性(発がん性等)を示す。

注4:大阪府における有毒性別の物質数は以下のとおり。

Aランク:39物質(トリエタノールアミン等)

Bランク:41物質(硫酸等)

Cランク:43物質(アセトン等)

注5:大阪府における年間取扱量の要件は「kg リットル」と読み替え可能とされている。

注6:大阪府以外の年間取扱量の要件は、「事業所の要件」と「物質別の要件」が同じ。

届出対象物質の追加等

埼玉県、東京都、川崎市、大阪府の4自治体では国の届出対象物質とは別に独自で物質を指定し、追加している。

自治体ごとの条例による届出対象物質数等を付表 1-8 に示す。付表 1-8 において、国の法律に基づく届出対象物質と同じ場合は、「国の届出対象物質との関係」の全項目を空欄とした。

付表 1-8 地方自治体の条例における届出対象物質数等

自治体	物質数	国の届出対象物質との関係			
		追加	一部除外	一部除外・追加	その他
札幌市	66		66 物質選定 (第一種のうち)		
埼玉県	499	第一種:354 物質 第二種:81 物質 独自指定:64 物質			
東京都	58			第一種から42 物質 独自指定 16 物質	
神奈川県	354				
横浜市	指定なし				物質指定なし
川崎市	64+市長が必要と認める物質			第一種から51 物質 独自指定 13 物質等	
石川県	354				
愛知県	354				
名古屋市	354				
大阪府	123			第一種から73 物質 第二種から2 物質 独自指定 48 物質	
徳島県	354				

注1:法律に基づく第一種指定化学物質は「第一種」と略称した(「第二種」も同様)。

注2:横浜市は要請に応じて届出させる規定となっているため、物質に制限を設けていない。

注3:川崎市は64 物質だけ指定しているが、そのすべてについて報告を求めるとは限らない。

(3) 法や条例で収集したデータの活用

データ活用の有無

法や条例で収集したデータを活用している自治体は全体の9割程度であり、ほとんどの自治体において何らかの方法によりデータが活用されている。法や条例で収集したデータを活用していないと回答した6自治体のうち半数がデータ活用の必要性を感じている(付表1-9 参照)。

付表 1-9 データ活用の有無

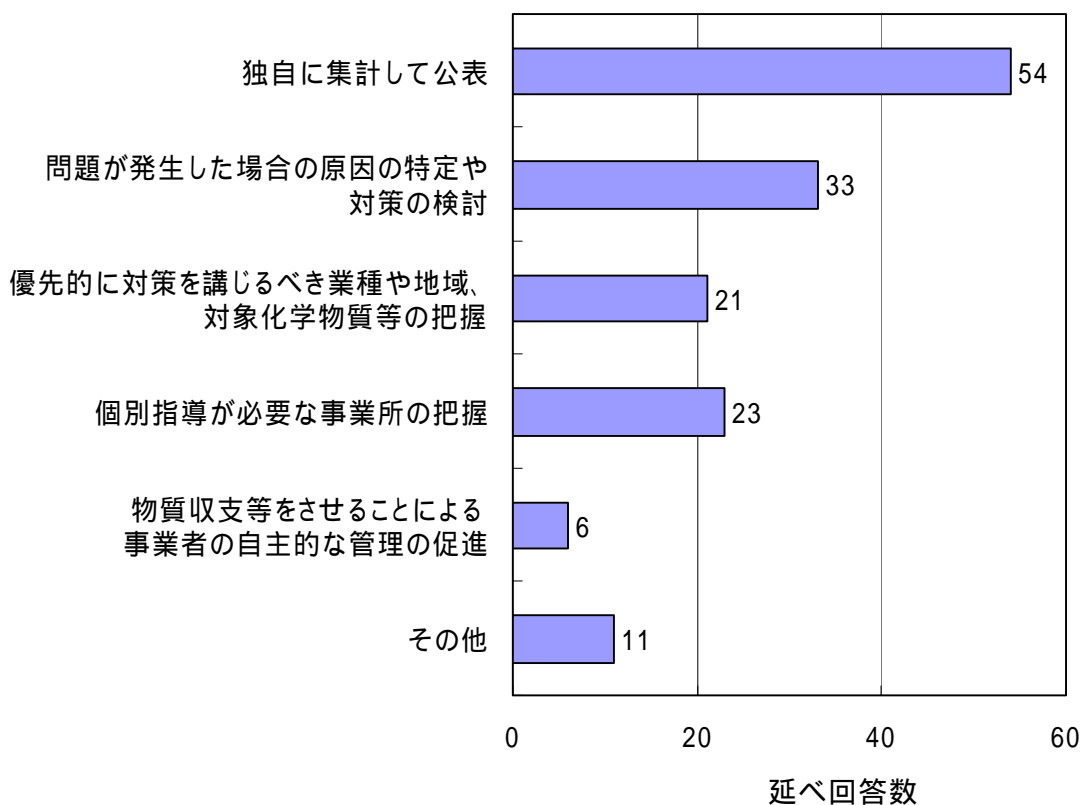
データ活用の状況等		回答数
活用している		62
活用していない	データ活用の必要性を感じる	3
	データ活用の必要性を感じない	3
合 計		68

現在データを活用していないが、「データ活用の必要性を感じる」と回答した自治体から、データ活用を進めるための方策や工夫等に関して、以下のような回答があった。(「活用している」と回答した自治体の意見も一部含まれる。)

- ・ 情報提供の一方通行とせず、その情報をわかりやすく説明すべき
- ・ 物質削減後、増加した代替物質、削減への努力・工夫の方法が見えるような活用をすべき
- ・ 住民に分かりやすく、表やグラフを用いた情報の提供の必要性を検討すべき
- ・ 今後、全国集計・県集計・市集計の比較を行えるようにすべき
- ・ データの取りまとめに留まらず、取組への評価を行うことが必要

データの活用方法

PRTR制度のデータ等を活用していると回答した62自治体のうち、54自治体(約9割)が独自に集計・公表を行っている(付図1-1参照)。集計の方法は市町村別・業種別の届出数、排出量・移動量の経年変化、内訳、上位物質、全国集計結果における当該自治体の位置づけ等、の回答があった。



付図 1-1 法または条例データの活用方法

各項目の具体的な内容のうち主なものは以下のとおり。ア)～カ)の項目別に示す。

- 1 ()内の件数は類似意見の件数を示す。1件のみの意見の場合は()を省略。以下同様とする。
- 2 同自治体が複数回答している場合等があるため、グラフの件数と()内の数字の合計は一致しない。以下同様とする。

ア) 独自に集計して公表

<集計方法>

- ・ 地域別(25件) 市区町村別、行政区別、保健所管内別、支庁別等
- ・ 業種別(19件) 上位業種別を含む
- ・ 物質別(15件) 上位物質別を含む
- ・ 過去3カ年の推移(3件)
- ・ 特定第一種のみ抜粋(3件)
- ・ 届出外データ推計(2件)
- ・ 全国における位置づけ(2件)

< 公表方法 >

- ・ ホームページへの掲載 (25 件)
- ・ プレス発表 (5 件)
- ・ 環境白書への掲載 (4 件)
- ・ パンフレットやリーフレットへ掲載し、県民・事業者配布 (3 件)

イ) 問題が発生した場合の原因の特定や対策の検討

- ・ 他法令 (大防法等) における問題発生時の原因特定や今後の対策に活用 (13 件)
- ・ 災害時等の緊急時における原因特定や日常の取扱量を把握 (9 件)
- ・ 事業所についての苦情があった場合、届出データを参考 (4 件)
- ・ 環境基準超過項目の原因究明に使用 (3 件)
- ・ 環境問題 (例; アスベスト) が発生した際の調査に活用 (2 件)
- ・ 環境モニタリング調査で高濃度が検出された場合の発生源の推定に使用 (2 件)
- ・ 関係の部署へ排出量等の情報提供

ウ) 優先的に対策を講じるべき業種や地域、対象化学物質等の把握

- ・ 環境モニタリング調査における、対象化学物質や地点の選定に活用 (9 件)
- ・ 優先的に対策を講じるべき業種・物質・地域等の抽出 (7 件)
- ・ リスクコミュニケーションを実施する対象事業所の選定 (3 件)
- ・ 地域のリスク評価、シミュレーション等に活用 (2 件)
- ・ 独自のシステムにより、事業所、排出量等の届出情報をデータベース化

エ) 個別指導が必要な事業所の把握

- ・ 化学物質の適正管理及び排出抑制等が必要な事業所の把握や指導の資料として活用 (10 件)
- ・ 有害大気汚染物質に係る個別排出事業所の把握または指導 (5 件)
- ・ 特定の事業所に対してさらに詳細な情報を入手するため調査を実施 (3 件)
- ・ リスクコミュニケーションの実施を指導 (2 件)
- ・ 事業所への立入検査の際、指導・意見聴取にデータを活用 (2 件)
- ・ アスベスト等、特定の物質の取扱の把握に活用 (2 件)
- ・ 関係の部署へ排出量等の情報提供

オ) 物質収支等を把握させることによる事業者の自主的な管理の促進

- ・ 経年の使用量と排出量の比較などにより、適正管理を促進 (3 件)
- ・ 条例で指定物質等の管理計画の作成・届出を義務化することで、自主的な管理を促進 (3 件)

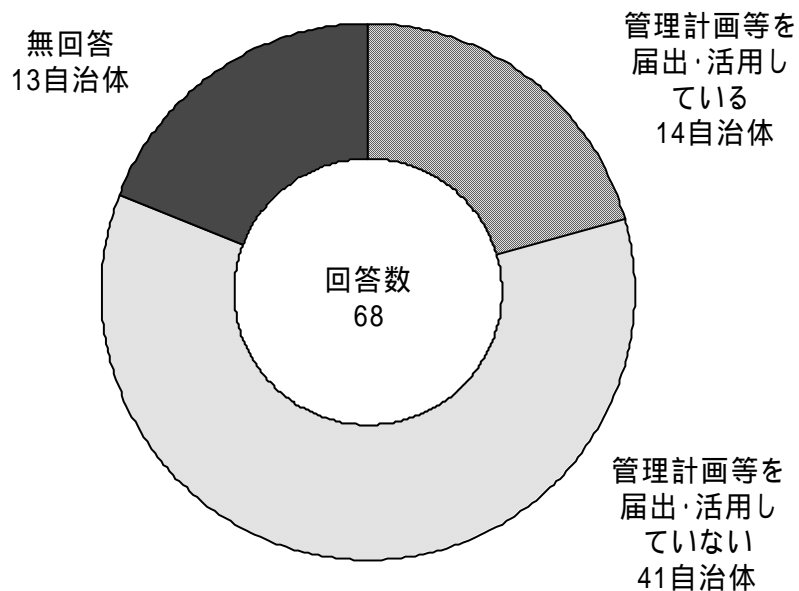
カ) その他

- ・パンフレットに活用(4件)
- ・事業者や県民を対象とした説明会等において集計結果を利用(4件)
- ・環境行政担当部署にデータ・閲覧ソフトを配布し、各部署において調査等に活用(2件)
- ・企業の排出量削減への取組み状況の把握等への活用

管理計画等の活用

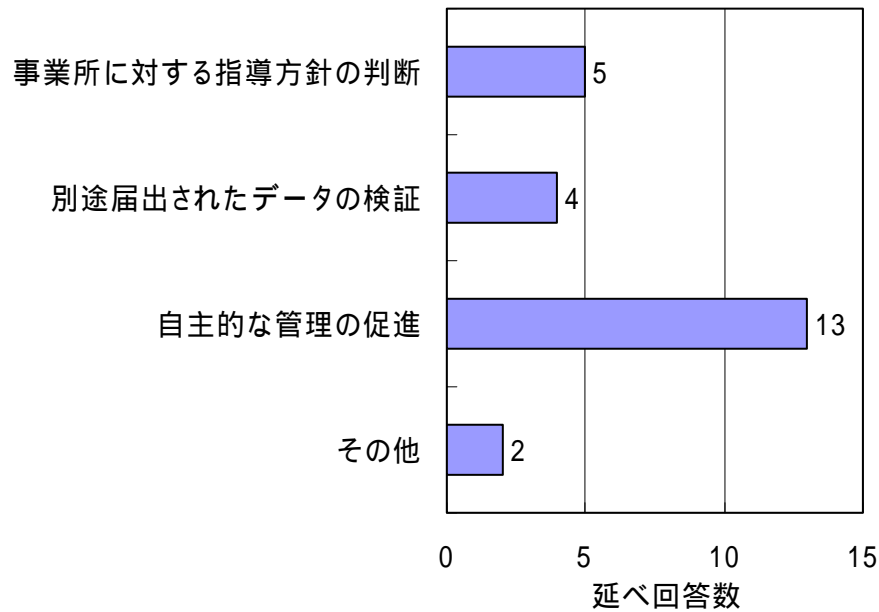
「管理計画等の届出・活用をしている」と回答したのは14自治体であり、「管理計画書等を届出・活用をしていない」と回答したのは41自治体、無回答は13自治体であった。(付図1-2参照)。

事業者の自主管理を目的としているため届出を義務づけていないと回答した自治体は14件あった。



付図 1-2 管理計画等の活用の有無

「管理計画等を届出・活用している」と回答があった14自治体における具体的な活用方法を付図1-3に示す。



付図 1-3 管理計画等の活用方法

管理計画等の具体的な活用方法のうち、主なものは以下のとおり。ア)～エ)の項目別に示す。

ア) 個別事業所に対する指導方針の判断

- ・ VOC 規制等での化学物質使用事業所の把握(2 件)
- ・ 事故時に化学物質管理が日常適正に行われていたかを判断
- ・ 条例に基づく特定化学物質取扱事業所の立入検査における指導・意見聴取時に「特定化学物質等適性管理手順書」を活用

イ) 別途届出された排出量等のデータの検証

- ・ 工程図からデータを検証
- ・ 取扱量と排出量のバランスが悪いときなどの確認
- ・ 化学物質の管理の把握により、届出内容を審査

ウ) 管理計画等を届出させること自体による自主的な管理の促進

- ・ 化学物質の適正管理、責任者の選任、緊急時連絡体制の確立(8 件)
- ・ 事業所に立入する際、届出どおり管理されているか確認することにより、事業者のさらなる自主的管理を促進(2 件)

エ) その他

- ・ 事故処理マニュアルを記載させることにより、行政と事業者間で緊急時に連絡
- ・ 事故が発生した際に、化学物質の管理方法や事故時の措置などについて把握

「管理計画等を届出・活用していない」と回答した41自治体において、それらを活用していない主な理由等は以下のとおり。

- ・ 各事業者の責任において、管理計画を策定し、適切な化学物質管理を行うべき(14件)
- ・ 届出させた後の活用方法が検討されていない、または現在検討中(8件)
- ・ 届出の必要性を感じられない(6件)
- ・ 法に基づく届出義務がない(4件)
- ・ 現段階で、管理計画の提出まで求めるのは中・小規模事業者への負担が多(3件)
- ・ 自治体における技術的・人的制約、受理体制が整っていない(3件)
- ・ 条例において報告を求めることができると規定しているため(2件)
- ・ 排出量・移動量の届出制度を定着させることを優先したため(2件)
- ・ P R T R制度によって全国的に画一化された形式で行うことが一番望ましいため
- ・ 他法令の立ち入り時に必要に応じて確認

(4) 制度のあり方に係る意見

届出要件等

各届出要件に係る主な内容は下記のとおり。ア)～オ)の項目別に示す。

ア) 指定化学物質

指定化学物質については、具体的な物質と、対象とすべき物質の考え方そのものについて、それぞれ意見があった。

< 追加すべき物質 >

- ・ 大気汚染防止法の有害大気汚染物質のうち、すべての優先取組物質(2件)
- ・ NO_x・SO_x(環境基準項目の排出量が把握できていないことが問題)

< 対象とすべき物質の考え方 >

- ・ 現状に対応した物質を選定すべき(取扱実体のない物質を除外等)(3件)
- ・ 「水溶性」の定義(「25℃ pH7の水に1g/l以上溶ける」)に問題がある

イ) 届出対象事業者

燃料小売業については国で推計すべきという意見が全自治体の約2割あった。また、従業員数のすそ切り要件については、排出量との相関が見られないことから、撤廃すべきという意見が8件あった(付表1-10参照)。

付表 1-10 届出対象事業者の要件等に関する意見

意見の内容	件数	主な理由
燃料小売業については国で推計	12件	・ 国で容易に推計可能 ・ ペーパーリターンの設置で管理可能 ・ 届出数が多い割には、排出量は多量ではない
従業員のすそ切り要件を撤廃	8件	・ 多量排出事業者は21人以上とは限らない ・ 事業者の誤解を招き、未届出の増加につながる
年間取扱量要件の引き下げまたは撤廃	5件	・ 届出が必要との認識が業者に定着しにくい ・ 自主的管理の取組をより一層推進するため
業種指定の撤廃	3件	・ 自主的管理の取組の促進 ・ 化学物質の使用量と業種の相関に疑問

その他の意見は以下のとおり。

- ・ 化学物質を取り扱う全事業者に毎年何らかの届出をさせ、当該年度における事業規模が届出要件に満たない場合は、その旨を記載して提出し、排出量・移動量の届出は不要とする
- ・ 燃料小売業は従業員数にかかわらず、届出対象(取扱量が多くても個人・家族経営等は届出対象となっていないため)

また、新たに届出対象とすべき業種は付表 1-11 に示すとおり。

付表 1-11 届出対象事業者に追加すべき業種

追加すべき業種	備考
建物清掃業	事業所所在地と作業実施場所の違いについて要検討
建物消毒業	
自動車運送業(旅客・貨物)	
鉄スクラップ卸売業(フロンのみをの制限をはずす)	トルエン等が対象外
自動車卸売業(フロンのみをの制限をはずす)	
高等学校、専門学校	工業系のみ
ゴルフ場	届出外の推計の割合を下げるため
建設業	
医療業	医薬品として多種の化学物質を使用しているものと推定
魚網処理業	多くの有機溶媒の取扱量が大気に排出する製品を使用する業種
塗装工程を有する業種	

注: 本表は日本標準産業分類にある正式な業種名ではない

ウ) 特別要件施設

特別要件施設については、8 自治体が回答し、以下のような意見があった。

< 全般について >

- ・ 廃棄物処理業者・下水道業者は、排出量が 0 の物質については別紙の届出を省略可能にすべき
- ・ 特別要件施設には、すべて「排出量及び移動量」を届出させるべき
- ・ 廃棄物処理施設の範囲拡大
- ・ 特別要件施設は業種にかかわらず届出を行うよう改正
- ・ 移動量については、PRTR でしか現状では把握していないが、環境省報告中(排出インベントリー)に燃え殻や飛灰の量が把握できる項目を追加する等の措置を行えば、PRTRでダイオキシン類の報告義務を免除することが可能になり、事業者の負担を軽減可能

< 物質について >

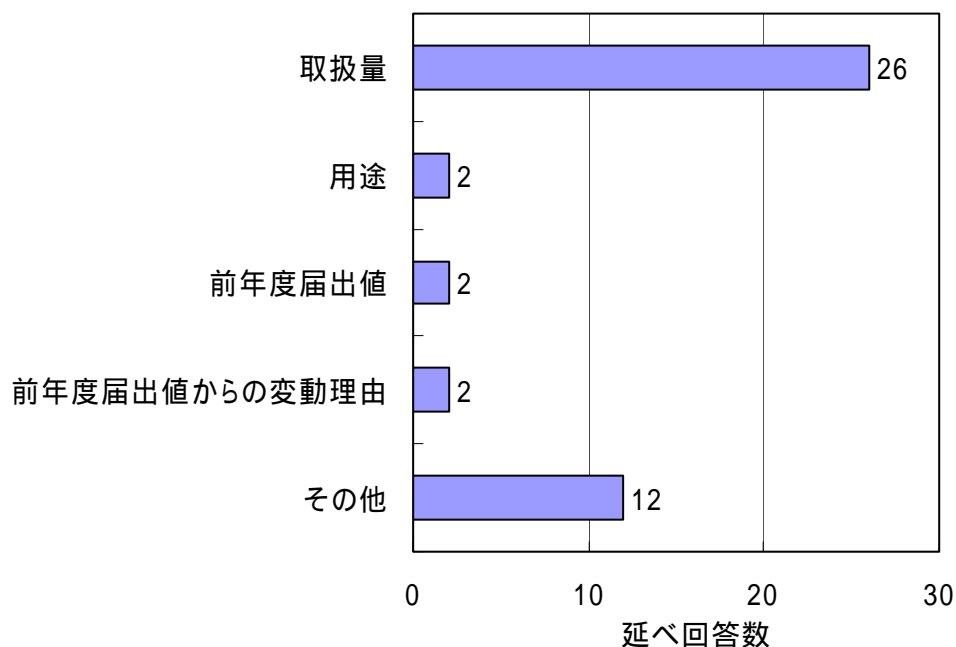
- ・ 下水道における届出物質の追加(界面活性剤等)(2件)
- ・ 水濁法適用の特定施設について、物質指定の撤廃
- ・ ダイオキシン類の把握中止

エ) 届出項目

届出項目については、26 自治体から回答があった。追加すべき項目と削除すべき項目を分けて示す。

< 追加すべき項目 >

届出項目に回答した全ての自治体から「取扱量を届出項目として追加すべき」と回答があった(付図 1-4 参照)。



付図 1-4 新たに追加すべき届出項目

取扱量を新たな届出項目として追加すべきだとする主な理由は、以下のとおり。事業所の自主的取組を評価することが可能という意見と届出要件またはデータの妥当性を確認することが可能という意見がほぼ同数であった。

< 取扱量を届出項目として追加する理由 >

- ・ 各事業所の削減への取組み等を評価可能(14件)
- ・ 届出要件やデータの妥当性の確認が可能(13件)
- ・ 排出量の減少理由が特定可能(4件)

< 取扱量に係る意見 >

以下が、取扱量に関連する意見としてあげられた。

- ・ 取扱量自体は、ほとんどの場合秘密事項には当たらないと思われる
- ・ 一部非公開とすることを検討する必要性
- ・ 事業所は取扱量の公開については敬遠

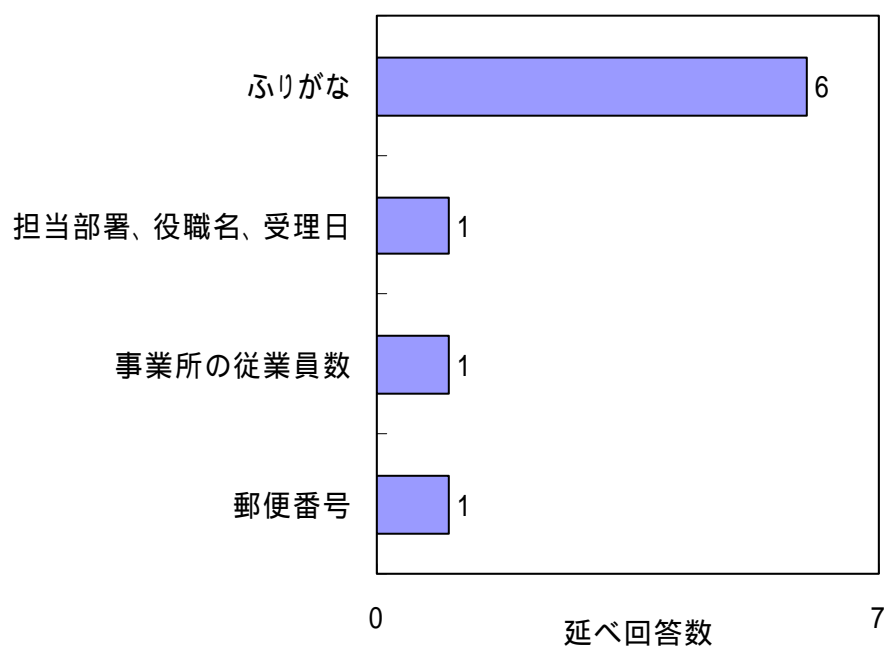
< 届出項目の「その他」の回答 >

「その他」の具体的な内容は以下のとおり。

- ・ 事業者の自由記入欄(大幅な変動の場合や事業者の考え方を把握)(3件)
- ・ メールアドレス及びFAX番号(任意に記載)(2件)
- ・ 製造品としての出荷量
- ・ 算出方法
- ・ 廃棄物の移動先
- ・ 廃棄物の処分方法(処分方法の違いによる環境への排出の可能性を把握)
- ・ 事業所外への移動における埋立量(事業所内の埋立量を届出させていることに比較して、事業所外への埋立量を把握しない理由がない)
- ・ 把握対象年度
- ・ 事業者全体の従業員数

< 削除すべき項目 >

必要性が低いにもかかわらず、修正に膨大な時間と多大な労力を要することから削除を希望する意見が、様式第1の届出項目にあった(付図1-5参照)。



付図 1-5 削除すべき項目

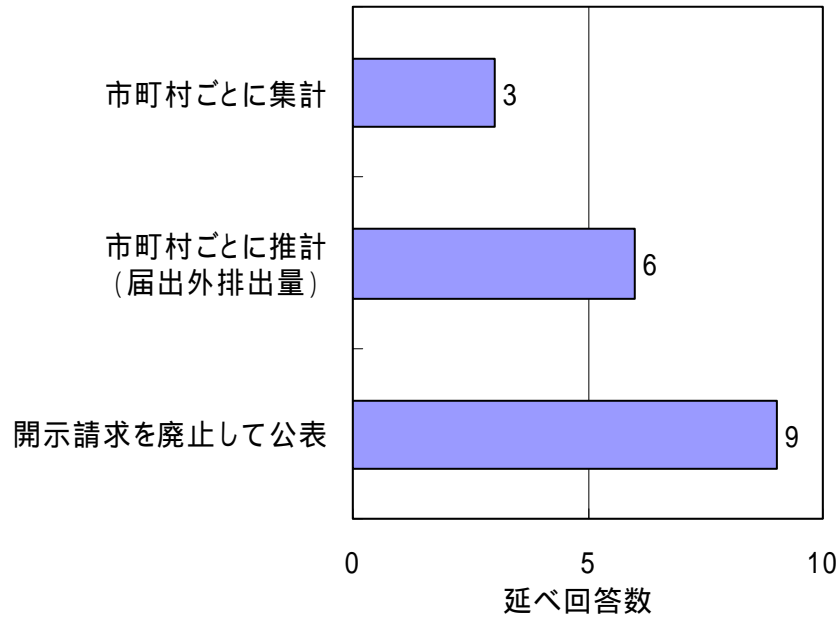
オ)「その他」

届出要件等の設問で「その他」として回答した自治体は 13 自治体あった。その中でも届出数値を有効数字 2 桁に丸めることに精度上の問題があるとの意見が複数回答された。概要は以下のとおり。

- ・ 有効数字 2 桁に丸めることは精度上、問題がある (4 件)
- ・ 違反者に対する罰則を強化。過料ではなく事業者名の公表等 (2 件)
- ・ 「環境への排出量」「事業所における埋立処分量」「事業所外への移動量」の 3 区分に改正 (2 件)
- ・ 様式第 1 の事業所名等には、前年 4 月 1 日ではなく、届出時の情報を記入 (2 件)
- ・ 自主的取組の目安となるため、任意の化学物質の届出に対しても受理
- ・ 事業外目的使用の化学物質についても把握対象
- ・ 廃棄物 MSDS 制度の導入に併せ、原則として廃棄物中の化学物質についても把握
- ・ 「当該事業所の外への移動」という名称を「廃棄物としての処理」などと変更 (事業者が誤って製品としての出荷量も含めて計上して届け出てくるため)
- ・ 溶接により、化学物質が液体状になるのは一瞬であるため、届出の必要性について検討が必要
- ・ 届出担当者の欄に住所の記入を追加 (届出者住所とも事業所住所とも違う場所 (地域統括支店等) に届出事務担当者が勤務している場合があり、不便)
- ・ 実際上、排出量・移動量がない項目は「0.0kg」ではなく、「- 」と記入させるよう見直しが必要
- ・ 「特定郵便番号」の使用許可

データの公表・開示請求のあり方

データの公表及び開示請求のあり方については、全体で 20 自治体から回答があった。データ公表については市町村ごとに届出データの集計を希望する意見が 2 件、市町村ごとに届出外の推計を希望する意見が 6 件あった。開示請求については全面的に廃止してホームページ等で公表すべきという意見が 9 件あり、全回答の約半数を占めた (付図 1-6 参照)。なお、図に示していない意見については、後の < データ公表のあり方 >、< 開示請求 > に示す。



付図 1-6 データ公表・開示のあり方に対する要望
自由記述で回答する形式であったため、主な意見のみを図で示した

< 「データ公表のあり方」に係るその他の意見 >

付図 1-6 に示した項目以外の「公表のあり方」に係る意見は以下のとおり。

- ・ 市民に対して、より身近にわかりやすく関心を抱くような公表(2件)
- ・ 家庭から排出される化学物質について大きく公表
- ・ 国において地方自治体ごとに分けた集計を行い、国と併せて地方自治体が公表
- ・ 国の集計段階で、メッシュ別の排出源別・物質別集計結果を公表
- ・ 数値データの公表のみではなく、それを踏まえた問題提起や今後の対策を追加
- ・ 事業者の自主的な管理の改善がどれほど進んでいるのかが分かるような指標を公表
- ・ 届出外推計データの詳細な情報提供を希望
- ・ 経年変化を示す

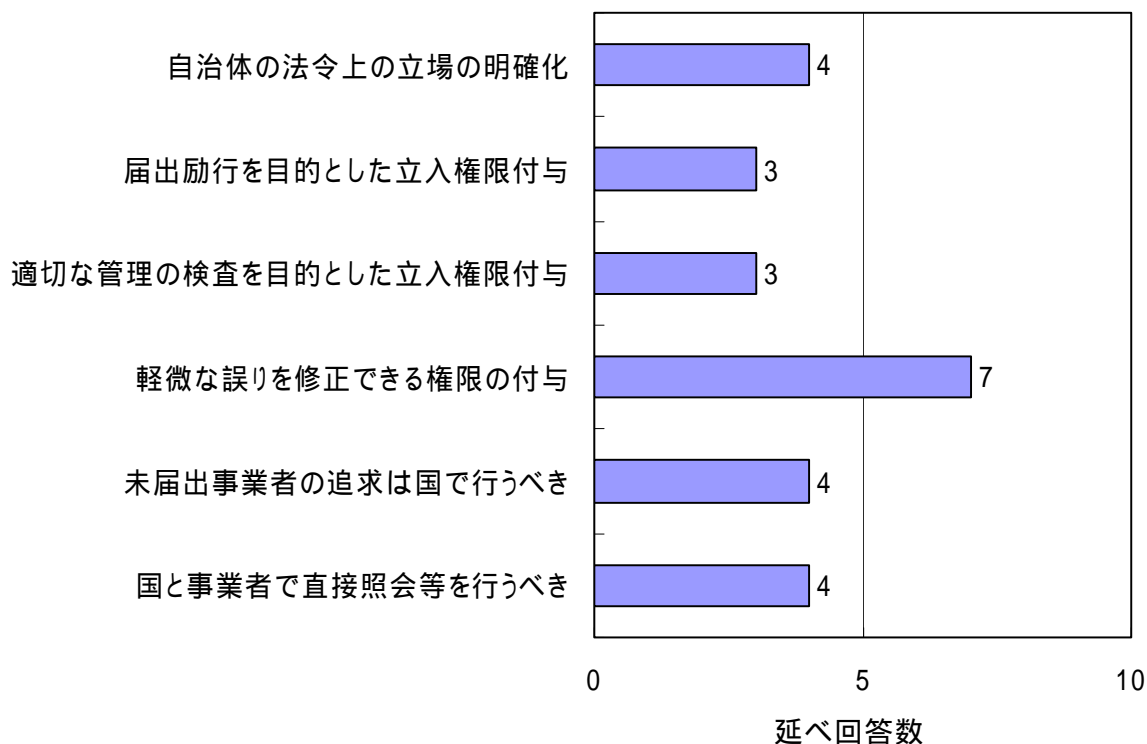
< 「開示請求」に係るその他の意見 >

付図 1-6 に示した項目以外の「開示請求」に係る意見は以下のとおり。

- ・ 開示するデータは一般にも分かりやすいものに加工すべき

自治体の役割

全体で 31 自治体から回答があった。自治体の役割として、「法令上の立場の明確化」や「立入権限の付与」を希望する意見があった(付図 1-7 参照)。立入権限の付与については、届出の励行を目的とした場合と、届出データに沿った適切な管理がされているかを検査することを目的とした場合で意見が分かれた。



付図 1-7 自治体の関与について

自由記述で回答する形式であったため、主な意見のみを図で示した

< 「自治体の役割」のその他の意見 >

付図 1-7 に示した項目以外の「自治体の役割」に対する意見は以下のとおり。

- ・ 地方自治法上の法廷受託事務を希望
- ・ 法所管大臣、業所管大臣(NITE)、県、市の適正な事務の分担(NITE の役割の明文化など)
- ・ 現状の法の位置づけに見合った業務にすべき
- ・ 業所管大臣は全て NITE へ委託契約すべき
- ・ 電子情報処理組織の使用届では自治体を通さず国が直接事業者に対応
- ・ ワンストップで疑問・質問等に答える機関を設置
- ・ 関係省庁の出先機関と自治体との連携することで業務を効率化
- ・ 国からの財政措置が必要
- ・ 自治体職員の NITE への派遣

< 自治体の役割に係る意見 >

自治体の役割を明確に示していないものの、関連するものとして以下の意見があった。

- ・ 届出者の記入・入力ミスが膨大で修正等、負担が多(6件)
- ・ 事業者への指導や届出項目のチェックについて、マニュアル・研修の整備を希望(4件)

- ・ 未届出事業者の発見は困難(3件)
- ・ 電子情報処理組織を導入しても、現状の届出率では事務量が軽減されない

管理指針のあり方等

管理指針に対して9自治体から回答があった。回答の概要は以下のとおり。管理計画の策定や届出の義務化を希望する意見が5件あった。なお、回答より具体的な意見を<要望>に、管理指針のあり方を明確に示していないが関連のある意見を<その他>に整理した。

<要望>

- ・ 管理計画の策定や届出を義務化(5件)
- ・ 化学物質管理指針を実行するためのマニュアル等の作成を希望
- ・ 管理計画策定による事業者のメリットを示す
- ・ 企業の自主的な行動を促進するようなシステムの確立
- ・ 指針の対象事業者は、業種・取扱量・従業員数に制限がないため、周知等が非常に困難なことから、業種等に要件を設ける
- ・ 事故時の対応に関する内容を項目として管理計画書に追加
- ・ 法第四条(事業者の責務)において、「指定化学物質等取扱事業者は(中略)化学物質管理指針に“留意して”、(後略)」とあるが、“留意して”ではなく“従い”と修正

<その他>

- ・ どの程度理解され、実際に企業において管理計画が策定されているのか疑問
- ・ 第二種指定化学物質取扱い事業者については、全く把握できないため、指針を周知することも不可能
- ・ 労働安全衛生法等の他法令との関係、位置づけが不明確

その他の意見

自由記述として回答されたものの概要は以下のとおり。

<制度について>

- ・ 細かなデータを管理するにも関わらず、企業の削減努力が分からない制度(2件)
- ・ 国と同日に公表を実施したく検討しており、集計データの早期送付を希望
- ・ 県庁組織おける、県内事業所の個別データの共有化及び、自由な利用を希望
- ・ 力点が排出量の管理よりも、届出書の作成に置かれている現状を改善
- ・ 毎年管理する必要性や、データが排出量削減のために、どの分野にどう活かされたのか明確化
- ・ 化学物質問題に取り組んでいるNPO法人と協同で、PRTTR制度のあり方を検討

<届出について>

- ・ 受付期間終了後の届出について、集計・推計に含まれない届出として受理(3件)
- ・ 当年度の集計に間に合わない分は、翌年、ファイル記録事項を修正する際に対応
- ・ 締切直前に期限を延長せずに本則で受付を終了し、改めて再受付期間の設定
- ・ 届出期間経過後の取り扱いの格差をなくすために届出期間経過後の処理を統一化

- ・ 期限が迫らないと届出しない事業者がほとんどであるため、期間の短縮を検討すべき
- ・ 4月では伝票等が揃わないため、届出期限を1～2ヶ月程度遅く設定
- ・ 自治体において数値のチェックを可能にする実質的な審査マニュアルを作成
- ・ 届出から4～6ヶ月経過後、事業者へ修正依頼の連絡をしている実態は不合理
- ・ 届出方法について、磁気ディスクによる届出は廃止

理由：届出内容にミスが多く、また届出書作成支援プログラムを使用しなければ修正できず、非常に手間がかかる。届出受理後のフロッピーディスクの取扱、処分に困る

< P R T R 制度の周知について >

- ・ 国で行うアンケート調査時等に、P R T R の普及啓発のためパンフレット等を同封
- ・ 専門の環境保全担当者がいない中小企業への、P R T R 制度の趣旨の周知が必要
- ・ 届出率をあげるための方策の検討が必要
- ・ 4/1～6/30の届出受付期間前に、届出義務及び照会先(NITE)の周知等が必要
- ・ 対象事業所の把握が困難なため、国が独自に行った調査等の情報提供を希望
- ・ 自動化が進んだことで、少人数で多量の物質を扱う企業も存在するが、人数要件を満たさないため届出が不可能
- ・ NITEで行っている取扱量調査から未届出事業者を発見
- ・ 未届出事業所の把握には廃棄物担当部局や下水道担当部局等、直接指導権限のある部局の協力・指導等が必要
- ・ 未届出事業所の把握が困難なため、国が独自に行った調査等の情報を自治体へ提供
- ・ 未届出事業者の追求は商工部局が行う方が効率的

< 様式等について >

- ・ 記入スペースが狭い、記入が必要な箇所がわかりにくい様式(2件)
- ・ ふりがなの付け忘れや有効数字のミスなどが多数
- ・ 職権修正箇所が複数ある場合は押印を一箇所にし、効率化
- ・ 事業者の解釈の誤りが多いため、届出様式の変更、修正の簡略化

< 電子情報処理組織について >

- ・ 使い勝手の向上や、事業者、自治体向けマニュアルをわかりやすく整備(2件)
- ・ インターネットから容易に自社の過年度データにアクセス可能なシステムに改良
- ・ パスワード等通知については、都道府県を通さず、事業者・国間で直接処理
- ・ 電子届出及びその修正・変更届出の手順の簡素化・簡便化
- ・ 修正・変更の仕方を理解できている業者は少なく、指導に苦慮
- ・ 軽微な誤りでも職権修正が効かず、対応に苦慮
- ・ システムにログインできないケースが多々あり、苦情も多数(ログイン画面の URL を選択した時にエラーになってしまう等)
- ・ 操作がわからないとの理由で、紙面の届出に戻ってしまうケースが存在

- ・ 電子情報処理組織のシステムで入力ミスをチェックし、防ぐ仕様に修正
- ・ 県担当者も事業者としてログインして一連の届出・修正業務を行える練習画面のようなものを作成

理由：自治体の担当者は、事業者がシステム上でどのような操作を行うのか知らないため、問い合わせがあっても適切な助言ができず苦慮している

- ・ セキュリティの関係上、15分でログオフされてしまうが、操作に煩わしいので改善を希望
- ・ 電子使用届出の処理画面に戻るボタンが画面の一番下にしかないが、画面上部にも戻るボタンを付ける仕様に修正

理由：画面をスクロールするのが煩わしいため

< その他 >

- ・ PRTR活用環境リスク評価支援システムにおいて、区域指定での集計又は行政区レイヤーの入力等ができるよう改良
- ・ 毒性評価や環境リスク評価のためのツールの開発及び関連データの提供など、国において一元的・効率的に取り組むことを希望
- ・ 化学物質に係る法規制全般について化学物質取扱事業者のデータベースを整備
- ・ 事業者からの専門的・技術的な相談に対応できる専門相談窓口の設置
- ・ リスクコミュニケーションについて、セミナー開催やリスクコミュニケーターの養成を積極的に実施
- ・ 化審法及び、PRTR法の対象物質の関係について、国で整理した後、自治体に提供
- ・ PRTR制度、化学物質管理等に関する研修について、地方でも年に数回、実施
- ・ 排出量等の計算法に関する問い合わせが頻繁にあり、対応に苦慮
- ・ 現在の排出量等算出マニュアルだけでなく、なるべく多くの種類の排出量の算出法を掲載
- ・ 算出法が載っている関連業界団体ホームページへのリンク集もできる限り掲載
- ・ 各自治体で実施可能なより有効なデータ活用方法の習得
- ・ 国において建築物等の解体等の作業に伴う排出量を推計
- ・ PRTR法では、製品中の石綿含有率が0.1%以上である場合に、MSDSの交付対象となるが、労働安全衛生法では石綿含有率が1%以上を規制の対象としている。分析精度の現状も踏まえて、両法間で統一
- ・ PRTR制度の運用に関して、自治体に役立つ情報は常に提供
- ・ 法所管大臣から対象事業者に諸連絡がなされる際に、事業者自らPRTR取組情報の発信(対住民及びHP等)や、排出削減努力の啓発を同時に実施
- ・ 国として集計データに基づき化学物質の現状の問題点を明らかにし、対応・方針を講ずるべき
- ・ 「PRTR対象物質」であることを、製品等にも明記する制度や業界規約の確立

2. PRTR制度等のあり方に関する自治体ヒアリングの結果

(1) 実施方法

実施期間

以下の期間にヒアリング調査を実施した。

自 平成 17 年 11 月 22 日

至 平成 17 年 12 月 26 日

対象とした自治体

アンケート調査で有用な情報を回答した自治体の中で、独自制度を実施しているところを中心に、12自治体(8都道府県+4政令指定都市)を選定して実施した(付表 2-1)。

付表 2-1 ヒアリングの対象とした自治体

都道府県	政令指定都市
東京都	名古屋市
埼玉県	北海道
石川県	川崎市
愛知県	横浜市
大阪府	
北海道	
千葉県	
神奈川県	

注:自治体名はそれぞれヒアリングの実施順に示す。

実施方法

複数の職員が相手方の事務所を訪問し、あらかじめ送付した質問事項に沿って聞き取りを実施した。

ヒアリング内容

相手方から聞き取りを行う内容は「条例等に基づく独自制度の実施状況」、「法制度のあり方に関する意見」の2種類だが、具体的な内容はアンケート調査の回答に応じて、自治体ごとに設定した。

(2) 結果

PRTR制度の見直し項目等に従って整理した結果を付表 2-2 及び付表 2-3 に示す。

付表 2-2 地方自治体へのヒアリング結果(法制度に関する事項;その1)

分類	項目番号	内容	独自制度の状況	法制度の見直しへの提案
1 対象化学物質	1-	物質選定の考え方	<ul style="list-style-type: none"> ・ 過去に蓄積したデータとの継続性を考慮(埼玉県) ・ 大気への排出だけを対象として選定(大阪府) ・ 全国及び市内においてパイロット事業で排出量が多かった物質、他法令で規制値のある 66 物質を選定(札幌市) ・ 「指定管理物質」は規制対象物質と WHO で毒性が明らかな物質を選定(北海道) ・ 「重点管理物質」は他法令で規制されている物質を選定(千葉県) ・ リスク評価を実施し、県独自の 6 物質を選定(千葉県) ・ 「化学物質」は過去の調査結果から排出量が多いと見込まれる物質を選定(川崎市) 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 自治体が独自に上乗せできる仕組みの構築(埼玉県)
	1-	第一種指定化学物質	<ul style="list-style-type: none"> ・ SPEED'98 掲載物質を追加(東京都・埼玉県) ・ 過去に報告のなかった物質を除外(埼玉県) ・ 毒性が低くても地域で大量に使用される物質は対象に含める(大阪府) 	<ul style="list-style-type: none"> ・ SPEED'98 掲載物質で「影響なし」と判定されたものを除外(東京都) ・ NOx,SOx、トータル VOC を追加(千葉県)
	1-	特定第一種指定化学物質	<ul style="list-style-type: none"> ・ 室内の許容濃度勧告値と発がん性によって A ~ C の 3 ランクを設定(大阪府) 	<ul style="list-style-type: none"> ・

付表 2-2 地方自治体へのヒアリング結果(法制度に関する事項;その2)

分類	項目番号	内容	独自制度の状況	法制度の見直しへの提案
2 届出要件	2-	対象業種	<ul style="list-style-type: none"> ・ 業種指定をしなかった結果、医療業など法の非対象業種からも届出がある(東京都) ・ 医療業など法の対象外業種からの届出に反対する意見はなかった(東京都) ・ 条例のみ対象となる業種で排出量が特に多いものはない(東京都) ・ 油槽所などは炭化水素規制で対応するため、製造業に限定(大阪府) 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 燃料小売業の除外。排出係数に(ほとんど)差がないため(東京都・名古屋市・大阪府・札幌市・神奈川県) ・ 燃料小売業を除外する代わりに、ペーパーリターン設置率のデータを毎年業界団体から報告させる(大阪府) ・ 建設業の元請業者を届出対象に追加(大阪府、横浜市) ・ 燃料小売業は事業者が一括して届出できる方式への変更(北海道) ・ 計量証明業など少量多種類使用する業種の廃止(神奈川県) ・ 建物清掃業、建物消毒業、自動車運送業、高等学校の追加(横浜市)
	2-	年間取扱量のすそ切り	<ul style="list-style-type: none"> ・ 年間取扱量 <u>100kg</u> 以上(排出量の 2/3 を捕捉できると推定)(東京都) ・ 年間取扱量 <u>100kg</u> 以上とした結果、自動車整備業におけるエチレングリコールの届出が大幅に増加(約 400 件から約 600 件へ増加)(札幌市) ・ 年間取扱量 <u>500kg</u> 以上(取扱量の 9 割を捕捉できると推定)(埼玉県) ・ 年間取扱量の要件を「1t 0.5t」とすると、届出事業所数は約 1 割増加(埼玉県) ・ 対象事業所を増加させるよりも PRTR 制度の浸透を優先させることが重要と判断(愛知県) ・ 化管法と同じ届出要件でも排出量の多くが捕捉されると予想(名古屋市) 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 年間取扱量を「1t 0.5t」に引き下げて取扱量要件を統一(埼玉県) ・ 年間取扱量を例えば「合計で 1t 以上」に変更(神奈川県)

付表 2-2 地方自治体へのヒアリング結果(法制度に関する事項;その3)

分類	項目番号	内容	独自制度の状況	法制度の見直しへの提案
2届出要件 (続き)	2-	特別要件施設の種 類	<ul style="list-style-type: none"> 取扱量の把握が目的なので、特別要件施設は届出対象にしていない(石川県・札幌市) 	<ul style="list-style-type: none"> 下水処理場からの移動量なども届出対象に追加(大阪府) 廃棄物の中間処理施設を届出対象に追加(千葉県) 下水処理場からの界面活性剤を追加(神奈川県)
	2-	従業員規模のすそ 切り	<ul style="list-style-type: none"> すそ切りなし(従業員数が少なくても排出量が少ないとは限らないため)(東京都) 届出要件は法と同じだが、適正管理についてはすそ切りなし(埼玉県) 対象事業所を増加させるよりも PRTR 制度の浸透を優先させることが重要と判断(愛知県) 化管法と同じ届出要件でも排出量の多くが捕捉されると予想(名古屋市) 市内の事業所従業員数の合計が10人以上の事業者を対象。届出事業所数の増加はほとんどなし(札幌市) 化管法の枠組みは活かすべき、と判断した条例で化管法の届出要件への上乗せは実施せず(神奈川県) 	<ul style="list-style-type: none"> すそ切りを撤廃すると事業者の体制作りが困難な場合が考えられる(埼玉県) 21人以上という規模要件を撤廃(大阪府・北海道) 他の統計と区分を合わせるべき(神奈川県) 未届出率が増加するため、すそを切り下げる必要なし(神奈川県)
	2-	製品の要件	<ul style="list-style-type: none"> 	<ul style="list-style-type: none"> 廃棄物 MSDS 制度の開始に連動して「製品の要件」の範囲を拡大し、廃棄物中の対象化学物質の使用量を把握(愛知県) 事業活動以外の化学物質の使用も追加(神奈川県)

付表 2-2 地方自治体へのヒアリング結果(法制度に関する事項;その4)

分類	項目番号	内容	独自制度の状況	法制度の見直しへの提案
3 届出事項等	3-	把握対象	<ul style="list-style-type: none"> ガソリンスタンドの燃料は「使用量」ではなく「取り扱う量」として把握する(埼玉県) 	<ul style="list-style-type: none"> 製品に含まれた出荷量を把握するとマスマランスの把握が容易になる(東京都) 移動先での処理方法(有効利用の有無)を追加(千葉県) 敷地内の埋立と浸出水に含まれる公共用水域への排出の重複があるのは好ましくない(川崎市) 「埋立」を「環境への排出」とみなすことに疑問(川崎市)
	3-	届出事項	<p><年間取扱量(目的等)></p> <ul style="list-style-type: none"> 「潜在的リスク(賦存量)の把握」を目的として取扱量の届出制度を開始(埼玉県・石川県・愛知県) 「事業者の削減努力の把握」を目的として取扱量の届出制度を開始(名古屋市・愛知県・札幌市) 取扱量に比べて排出量が多いような場合に事業者へ指導ができる(埼玉県) 排出量・移動量データに膨大な数の異常値を見つけることが可能になった(名古屋市・愛知県・札幌市) 事業者の混乱を避けるために、法で定義されている「製造品としての出荷量」、「使用量」、「製造量」を分けて届出(札幌市) 公害防止協定を結んでいる事業者からは取扱量データの報告を受けている(千葉県) 	<p><年間取扱量(目的等)></p> <ul style="list-style-type: none"> 取扱量と排出量を同時に届出させ、届出データの検証がしやすい制度に改める(名古屋市・北海道・川崎市) 取扱量は排出量を算出する際に必要なデータで、事業者の負担増は考えられない(東京都・埼玉県・石川県・北海道・神奈川県) 使用量や製造量等を分けて届出させても事業者の負担増は考えられない(埼玉県) 条例で別に届出させている現状が、むしろ事業者の負担増の要因である(石川県・千葉県) 取扱量は排出量を算出する際に必要なデータで、事業者の負担増は考えられない(愛知県) 取扱量を近隣住民に知らせることが第一義的に重要(大阪府・川崎市)

付表 2-2 地方自治体へのヒアリング結果(法制度に関する事項;その5)

分類	項目番号	内容	独自制度の状況	法制度の見直しへの提案
3 届出事項等(続き)	3-	届出事項(続き)	<p>< 年間取扱量(営業秘密) ></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 取扱量が営業秘密に関わるとの指摘は一度もない(東京都・埼玉県・石川県・札幌市) ・ 営業秘密を理由とした反対意見がパブコメで寄せられたが、条例の施行後に反対意見はない(愛知県・神奈川県) ・ 燃料小売業では経営状態まで把握されてしまうため、届出に反対する意見があった(名古屋市) ・ 製造業では大半の事業者が公表されることに反対(大阪府) ・ 大手では問題がないものの、特殊なものを製造している事業者は取扱量の報告徴収に応じない場合があった(川崎市) 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 「取扱量」を届出させるには理由が必要(川崎市) ・ 「取扱量」の届出に対する営業秘密があるとすれば、化学工業と武器製造業くらいではないか(神奈川県)
			<p>< 用途等 ></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 行政が作業の種類を把握することは事業者への指導に不可欠(東京都) ・ 手順書で工程を届出させており、結果的に用途も概ね把握可能(埼玉県) ・ 用途は基本的な情報のため届出を義務づけ(神奈川県) 	
				<p>< 製造品に含まれた出荷量 ></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 製造品に含まれた出荷量は排出量を算出する際に必要なデータで、事業者の負担増は考えられない(東京都)

付表 2-2 地方自治体へのヒアリング結果(法制度に関する事項;その6)

分類	項目番号	内容	独自制度の状況	法制度の見直しへの提案
3届出事項等(続き)	3-	届出事項(続き)	<p>< 事業者全体の従業員数 ></p> <ul style="list-style-type: none"> 事業者全体の従業員数と事業所の従業員数の両者から当該事業所の位置づけを把握(埼玉県) 化管法の届出要件への該当の有無を確認(名古屋市・神奈川県) 化管法の届出様式に誤って事業者全体の従業員数を記入していたケースが見つかった(名古屋市) 	<p>< 事業者全体の従業員数 ></p> <ul style="list-style-type: none"> 届出事項に追加することで精度の向上が期待できる(名古屋市)
			<p>< 排出量等の増減 ></p> <ul style="list-style-type: none"> 温暖化対策では前年度からの増減の理由を届出させた前例がある(東京都) 公害防止協定を結んでいる事業者からは「前年度の取扱量・排出量」、「当該年度の予定取扱量・排出量」、「削減計画」を届け出させている(千葉県) 「化学物質管理目標の作成」、「安全性影響度の評価」の届出を義務づけている(神奈川県) 	<p>< 排出量等の増減 ></p> <ul style="list-style-type: none"> 前年度からの増減の理由を届出させる。現状把握は取組を促す最重要ポイント(東京都) 前年度からの増減の理由を届出させることにより、膨大な数の確認作業を軽減する(愛知県・大阪府)
			<p>< その他 ></p> <ul style="list-style-type: none"> 事業者への指導方針を判断する目的で資本金等の届出を規定(大阪府) 「減少した」という事実を把握するため、翌年度は規定量未満でも届出する(大阪府) 	<p>< その他 ></p> <ul style="list-style-type: none"> 下水処理場の放流水に含まれるノニルフェノールなどが届出される仕組みに変更(埼玉県・大阪府) 「21人未満になった」とか「1t未満になった」という事実を届出させる(大阪府) 管理計画を届出させる等工夫が必要(千葉県) 事業者の履歴がわかる届出制度への改良(横浜市)

付表 2-2 地方自治体へのヒアリング結果(法制度に関する事項;その7)

分類	項目番号	内容	独自制度の状況	法制度の見直しへの提案
4 データ公表	4-	開示請求	<ul style="list-style-type: none"> ・ 区市から事業所名は受け取っていないため、情報公開請求されても対応できない(東京都) ・ 事業所別の取扱量データも情報公開条例に基づきすべて開示(埼玉県・神奈川県・横浜市) ・ 事業活動への影響の有無を慎重に判断(石川県) ・ 公表できない相当な理由がある場合に限って非公表(名古屋市) ・ 届出データ、管理書の公開請求があった場合は、情報公開条例に従って判断する(愛知県) ・ 取扱量は営業秘密に該当するとみなし、公表しない予定(札幌市) ・ 公害防止協定の内容について開示請求があったが取扱量は営業秘密とみなし非公表(千葉県) ・ 報告徴収により得た取扱量データは事業者には是非を確認してから公表(川崎市) 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 自主的取り組みを前提としているものに対し、行政がどの程度まで情報を把握し、また関与するのか、届出データの公開を含め整理することが必要(千葉県)

付表 2-2 地方自治体へのヒアリング結果(法制度に関する事項;その8)

分類	項目番号	内容	独自制度の状況	法制度の見直しへの提案
4 データ公表(続き)	4-	届出データの集計方法	<ul style="list-style-type: none"> ・ 条例ではデータ公表の規定なし。取扱量等は化学物質対策の検討のみに使用(東京都) ・ 取扱量と排出量は別々に集計・公表。両者を統合する可能性は今後検討(埼玉県) ・ 河川別の集計データは水質異常が見つかった場合に活用したケースがある(埼玉県) ・ 取扱量データと排出量・移動量データは統合して公表し、両者の比較を可能にする(名古屋市・愛知県) ・ 事業所が特定される可能性があっても、秘匿などは行わず、集計結果はすべて公表(名古屋市) ・ 集計対象事業所数が少なく、事業所が特定される可能性があっても、秘匿などは行わず、集計結果はすべて公表(愛知県) ・ 自主的な管理の促進が目的なので、集計・公表は行わない(大阪府) ・ 個別事業所データの公表は行わない(札幌市) ・ 条例に基づく取扱量データと化管法に基づく排出・移動量データを関係付けて集計公表する方法を検討中(札幌市) ・ ホームページで市別データの公表及びダウンロードを実施(千葉県) ・ 毒性データ等を考慮して分かりやすくインパクトのある情報を提供したい(神奈川県) 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 国による事業者への直接指導は困難なため法律で取扱量を届出させたら公表する必要がある(東京都) ・ 届出データだけでも良いので国が市区町村ごとに集計・公表(埼玉県) ・ 企業による排出削減の努力が見えやすい形で公表(石川県) ・ 「安全か否か」を判断する目安として、何らかの基準値と比較できる形で公表(名古屋市) ・ 集計結果について人の健康への影響の程度など、国民にわかりやすい形で国が公表(愛知県)
	4-	届出外排出量の算出事項・集計方法	<ul style="list-style-type: none"> ・ システムを利用して市内の届出外排出量を推計(札幌市) ・ 県の環境科学センターで市区町村別の推計を実施(神奈川県) 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 届出と届出外の全体が分かりやすい形で公表されるように改善(埼玉県) ・ 届出外排出量を国が市区町村ごとに推計・公表(埼玉県・名古屋市)

付表 2-2 地方自治体へのヒアリング結果(法制度に関する事項;その9)

分類	項目番号	内容	独自制度の状況	法制度の見直しへの提案
5 その他	5-	排出量・移動量の算出方法	・	・
	5-	化学物質管理指針(管理計画)	<p>< 目的・要件 ></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 化学物質による環境リスク低減(「排出抑制」具体化等)するという狙いで、管理目標や達成状況の報告を実施(神奈川県) ・ 「管理方法書」の届出は、事業所規模 21 人以上かつ(いずれかの物質の)年間取扱量が 100kg 以上の事業所(東京都) ・ 「管理マニュアル」の届出は、市内合計の事業所規模 21 人以上かつ(いずれかの物質の)年間取扱量が 100kg 以上の事業所(札幌市) ・ 「適正管理書」の届出は、事業所規模 21 人以上かつ(いずれかの物質の)年間取扱量が 1t 以上(特定第一種指定化学物質は 0.5t 以上)の事業所(名古屋市) ・ 事業所の許認可申請時に環境配慮書の提出を義務づけ(神奈川県) <p>< 支援・活用 ></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 取扱量と排出量・移動量のバランスが悪い場合に、適正管理書に基づいてリサイクルの有無等を確認(名古屋市) ・ 管理書に記された削減目標を達成できなくても罰則はない(愛知県) ・ 人力的限界から「管理マニュアル」の活用には到っていない(札幌市) ・ 指針に基づく「自主管理マニュアル」の届出は 38 件中 4 件にとどまっている(北海道) ・ 取扱量等の把握、リスク評価の実施を含む管理指針を策定、リスク評価はマニュアルを配布(千葉県) ・ 公害防止協定を結んだ事業者とは、新規の施設を導入する際に、管理方法等について事前協議を実施(千葉県) ・ 指針の策定状況についてヒアリング等を実施(川崎市) 	<p>・ 化学物質管理指針の中に管理方法書の作成を追加(東京都)</p>

付表 2-2 地方自治体へのヒアリング結果(法制度に関する事項;その10)

分類	項目番号	内容	独自制度の状況	法制度の見直しへの提案
5 その他 (続き)	5-	地方自治体の役割	<ul style="list-style-type: none"> ・ 条例の届出受付や指導は区市に委譲(東京都) ・ 区市による指導は「技術面」よりも「届出促進」が中心(事業者を上回る知識が不足)(東京都) ・ 「経由事務」等化管法関連の事務は民間委託事業にしても良いとの意見もあり(北海道) 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 法律で経由事務の規定を廃止。現状では国が事業者を直接指導しないと不合理(東京都) ・ 法で自治体の立入検査権を規定し、自治体での体制作りや予算確保をしやすい(北海道) ・ 法で自治体の立入検査権(又は報告徴収の権限)を規定し、事業者への指導が実効性のあるものにする(大阪府・埼玉県) ・ 法で自治体の届出指導の根拠を明確に規定し、事業者に対する指導を実効性のあるものにする(愛知県) ・ 自治体の経由事務を継続するか、又は自治体を直接の届出先とする(名古屋市) ・ 担当者の増員が困難なので、都道府県の経由を廃止し、国に直接届出する制度に変更(石川県) ・ 届出の窓口は大防法や水濁法と同じにして、相互の連携を強化する(大阪府) ・ 実態に合わせて自治体の権限を強化すべき(川崎市) ・ 都道府県の役割を他の環境法令の権限を有している市まで拡張すべき(神奈川県) ・ 電子届出のみが国に行われて、自治体の所有するデータが中途半端(横浜市)
	5-	対応化学物質分類名への変更	<ul style="list-style-type: none"> ・ 条例での規定はないが、法の届出に連動して分類名で届出してもらう形で運用する予定(石川県) ・ 条例に基づく届出は化学物質分類名での届出は不可(神奈川県) 	<ul style="list-style-type: none"> ・

付表 2-2 地方自治体へのヒアリング結果(法制度に関する事項;その11)

分類	項目番号	内容	独自制度の状況	法制度の見直しへの提案
5 その他 (続き)	5-	届出期間	<ul style="list-style-type: none"> ・ 正規の受付期間(4~6月)を過ぎても8月末まで受理。9月以降は集計には加えないが受け取り、翌年度以降の改善を期待(東京都) ・ 相手方の事情も考慮して、明確な期限を設けずに受理(石川県) ・ 事業者による届出行為自体が自主的な管理の促進につながることから、届出期限を過ぎても届出を受理(愛知県) 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 届出が遅延する場合に対応し、再度届出期間を設けて「遅延理由書」を添付して提出させる(東京都) ・ 事業者による届出行為自体が自主的な管理の促進につながることから、届出期限以降も届出を受理することが望ましい(愛知県)
	5-	法(条例)の目的	<ul style="list-style-type: none"> ・ 条例では、事業者に対する報告徴収や立入検査の規定を設けている(愛知県) 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 汚染原因となっている事業所の特定などにPRTRデータを活用するには、法の目的(第1条)の範囲を拡大することが必要(石川県)
	5-	届出様式	<ul style="list-style-type: none"> ・ 化管法との整合を考えて、有効数字2桁で取扱量の届出を求めている(愛知県) 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 様式の簡略化(特に「ふりがな」の削除)(石川県) ・ 有効数字2桁への四捨五入をやめ、なるべく正確に記入させることで自主的な管理を促進(愛知県・大阪府) ・ 下水道に接続していない場合は"0.0kg"ではなく"- "と記入させる(大阪府) ・ 「届出者」として記入する欄が狭いことなどが、ミスが起こりやすい原因となっている(川崎市) ・ 様式1の下に“備考”が記載されているが、きちんと読む事業者は少ないため、備考や注を加える箇所に 印を付けるなどの修正が必要(川崎市)
	5-	電子情報処理組織	<ul style="list-style-type: none"> ・ 県独自の電子届出システムの運用を開始したが、初年度なのでまだ4%程度の利用しかない(埼玉県) 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 電子情報処理組織の使用は全国一律のものなので、その使用届の受付は国の業務に変更(愛知県) ・ 軽微な修正は職権修正を可能とするよう変更(札幌市)

付表 2-3 地方自治体へのヒアリング結果(法の運用に関する事項;その1)

項目番号	内容	独自の運用状況	運用の改善への提案
1	未届出事業者の把握	<ul style="list-style-type: none"> ・洗濯業など許可業種の名簿や法規制の対象事業所の名簿と照合(東京都・埼玉県・名古屋市・札幌市) ・立ち入り検査で確認(東京都・埼玉県・大阪府) ・条例や他法令に基づく立入検査で確認(愛知県) ・苦情が寄せられたときに確認(東京都・埼玉県・札幌市) ・PRTTRパイロット事業の報告事業所に確認し、数多くの未届出事業所を把握(名古屋市) ・条例に基づく届出データと照合して未届出事業所を数カ所程度把握(大阪府・札幌市) ・すべて届出しているとの確認はない(東京都・埼玉県・神奈川県) ・小規模な事業者に対しては届出の励行に関して啓発が必要(大阪府) ・前年度届出を行っていたが、届出がなくなった事業者を確認(札幌市) 	<ul style="list-style-type: none"> ・都道府県による把握を期待するなら、職員がPRTTRの業務に専属で従事する体制が必要(石川県) ・事業者間で製品の引き渡しをする際に、化管法に基づく届出の必要性が判断できる仕組みに改める(名古屋市) ・未届出事業者の対策としては、事業者名の公表よりも罰則の強化のほうが効果的(大阪府)
2	データの検証	<ul style="list-style-type: none"> ・取扱量データがあることで、届出要件への該当の有無を判断(石川県) ・取扱量との比較により排出量データの妥当性を検証するのは、自治体職員の知見だけでは困難(石川県) ・排出量と取扱量を併せて見ることで、異常値の発見が容易になっている(愛知県) ・排出量等が10倍くらい増減した場合は事業者理由を確認(大阪府) 	<ul style="list-style-type: none"> ・「(株) 株式会社」といった軽微な修正はデータを受け取る側で対応できる仕組みに変更(石川県) ・データチェックの方法を国でマニュアル化し、地方自治体に提供(名古屋市・大阪府) ・経済産業省と環境省で協力して、毒性データ等のリスク評価ツールの整備を効率的に進めて欲しい(千葉県)

付表 2-3 地方自治体へのヒアリング結果(法の運用に関する事項;その2)

項目番号	内容	独自の運用状況	運用の改善への提案
3	データ活用	<p>< 行政による活用 ></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ VOC 対策として先進事例を取りまとめる(東京都) ・ 化管法に基づく化学物質削減対策の先進事例を紹介していきたい(札幌市) ・ 化管法に基づく化学物質削減対策の先進事例をホームページ上で紹介(北海道) ・ 取扱量との組み合わせにより、企業の排出削減への取組状況を把握(石川県) ・ 他法令の規制に該当する事業者の把握(名古屋市) ・ 事故時の対応に取扱量データを活用(大阪府) ・ 排出量データを市町村別に色分けして公表したところ、目立つ地域の自治体からクレームを受け中止(神奈川県) ・ 報告徴収で得たデータはクレームの対応や事業者の指導に利用(横浜市) <p>< リスクコミュニケーション ></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ リスクコミュニケーションの事例発表会を開催し、取扱量データの集計結果等を説明(東京都) ・ 排出量の多い地域から順に説明会を開催してリスクコミュニケーションを促進(埼玉県) ・ 県民の知識やニーズに合わせて加工してからリスクコミュニケーションに活用(埼玉県) ・ 懇談会を開催して事業者の取組事例を紹介(名古屋市) ・ 住民向けと事業者向けのセミナーで排出量データの集計結果や環境リスクなどを解説(愛知県・札幌市) ・ 道民の化学物質に関する関心が低いため、リスクコミュニケーションは特に実施する予定はない(北海道) ・ 苦情等に基づく説明会などから始まったリスクコミュニケーションを継続し、良い関係を形成するようしていきたい(横浜市) 	<p>< 行政による活用 ></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ PRTRデータとモニタリングデータの関連づけを行い、制度としての必要性を明確化(東京都) <p>< リスクコミュニケーション ></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ PRTRデータを活用したリスクコミュニケーションの促進に国が積極的に関与(東京都)

付表 2-3 地方自治体へのヒアリング結果(法の運用に関する事項;その3)

項目 番号	内容	独自の運用状況	運用の改善への提案
4	国と地方自治体の連携	<ul style="list-style-type: none"> ・ 条例や他法令に基づく立入検査がない事業所については、十分な指導ができない(愛知県) 	<ul style="list-style-type: none"> ・ P R T Rの対象化学物質に選定した理由を国が物質ごとに公表(東京都) ・ P R T Rの対象化学物質を追加する場合は、十分な周知期間を確保(東京都) ・ 法律の雑則に示された「責務」を積極的に果たすよう努力(石川県) ・ 横出しや上乘せは地域の実状に合わせて自治体を実施すべき(千葉県)

注1: アンケート調査で回答された内容であっても、ヒアリング調査で積極的に取り上げなかった内容は、本表では示さない。

注2: 表中の表現方法の統一を図るため、発言の趣旨を踏まえつつ、実際の発言内容に語句を追加(又は削除)したことがある。